

＜太陽石油販売株式会社セルフ浜松インター給油所発行の磁気型プリペイドカード＞

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 払戻し実施のお知らせ

平素は太陽石油販売株式会社をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

永年ご愛顧いただきました当社セルフ浜松インター給油所発行のプリペイドカード利用廃止に伴い、「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づき下記の通り払戻しをいたします。

記

払戻しの対象

太陽石油販売株式会社セルフ浜松インター給油所において
発行した磁気型プリペイドカード
(磁気型プリペイドカードのデザインは右のとおり)



申出期間

令和2年4月1日（水）から令和2年6月30日（火）まで

受付方法

ご住所、お名前、お電話番号を明記したメモ（※個人情報の取り扱いについて、本件以外に使用しません。）を同封の上払戻しの対象となるプリペイドカード現物を下記お問合せ先へ簡易書留郵便で郵送下さい（当日消印有効）。ご負担頂いた郵送代金を加えた金額を現金書留にてお送り致します。

※申出期間内に申出がない場合、当該払戻しの手続きから除斥されますのでご注意願います。

お問い合わせ先

太陽石油販売株式会社 中部支店

〒614-8297 京都府八幡市欽明台西21-4

電話番号075-983-7126 または、

太陽石油販売株式会社 本社

〒791-8036 愛媛県松山市高岡町74-1

電話番号 089-974-5760

(受付時間 祝日を除く月曜から金曜の午前9時から午後5時)

令和2年4月1日 (水)